年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

高知厚生年金 事案 221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第1種被保険者として厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月3日から57年3月31日まで

② 昭和57年3月31日から63年3月28日まで

私は、昭和41年12月1日から平成9年6月11日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険の第4種被保険者、申立期間②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険(第1種被保険者)加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和54年5月ごろ、A社をいったん退社した形を採ったが、同社との約束により、その後も下請業者として継続して勤務し、給与が支給され、厚生年金保険にも加入させてくれていた。」旨主張している。

しかし、A社は、「申立人は、申立期間①及び②において、当社の下請け として業務を行っていたことは認めるが、社員でない者を厚生年金保険に加 入させることは無く、厚生年金保険料を控除することも無い。」旨供述して いる。

また、社会保険庁の記録において、昭和54年5月にA社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、A社を退社して同社の下請業者となり、退社当時、厚生年金保険加入期間が20年に満たなかったことから、同社に勧められて、厚生年金保険の第4種被保険者として資格取得することとなった。また、第4種被保険者としての厚生年金保険料は、自分で納付した記憶は無く、A社からの下請代金から控除されていたと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A 社の下請業者として業務を行っていたものの、同社とは雇用関係に無かった ことが推認できる上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①直前の昭和54年5月時点において、厚生年金保険加入期間が20年に満たないことから、当該時点において、厚生年金保険の第4種被保険者として資格取得し、第4種被保険者としての厚生年金保険料は、同社が下請代金から控除して社会保険事務所に納付していたことが推認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和55年11月10日から57年9月25日まで、申立人自身が設立したB社で雇用保険に加入していることが確認できる上、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、申立期間①のうち56年5月3日から57年3月31日までの期間及び申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の第1種被保険者として、申立期間①及び②に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

高知厚生年金 事案 222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月25日から同年12月1日まで 私は、昭和49年2月25日にA社に入社し、同年4月ごろからは設立し て間もないB社に二人の同僚と一緒に移って勤務していたにもかかわらず、 申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月ごろからA社に勤務していたことは推認でき、同年4月1日から同年10月31日までB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時のA社における複数の同僚は、「A社後3か月間は試用期間であり、厚生年金保険への加入は試用期間の後であった。」旨供述しており、申立期間のうち、申立人が同社に勤務していたと主張する昭和49年2月及び同年3月は厚生年金保険に未加入であったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和49年12月1日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人が提出した給与明細書を見ると、昭和49年4月分から同年12月分までの給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。加えて、昭和49年2月25日から同年12月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A社及びB社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い上、 当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について の供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月5日から36年8月1日まで 私は、昭和32年9月5日から36年8月1日まで、A社に勤務していた にもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚 生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、申立期間当時、A社が存在していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿等により確認できる事業主は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間において厚生年金保険被保険者として確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、 申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述 は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内 容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。